

住居確保給付金(転居費用補助)のご案内 (初めての申請の方)

◆ どんな制度？

離職・休業、または同一世帯の方の死亡等により収入が著しく減少し、住宅を失っている方や家賃が支払えなくなるおそれのある方に、家賃が安い住宅に転居するため、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行うという国の制度です。

◆ 対象となる人は？

申請時に、次のすべてに該当する方が対象です。



A 収入減少等についての要件

- 1.申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少し、住居を喪失するおそれ(住居喪失を含む)があること
- 2.申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること

B 家計改善に関する要件

次のいずれかに該当する方が対象です。

- 1.転居することで、申請者が住居にかかる負担月額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること
- 2.転居することで、申請者が住居にかかる負担月額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

C その他の要件

- 1.申請日の属する月において、主たる生計維持者であること(主たる生計維持者とは、その世帯で最も収入がある方をいいます。)
- 2.申請月に世帯全員の収入の合計が「収入基準額(月額)」(裏面表の②参照)以下であること
- 3.申請月に世帯全員の預貯金・現金・株式・暗号資産等金融資産の合計が「資産基準額」(裏面表の③参照)以下であること
- 4.生活保護を受給していないこと
- 5.申請者およびその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
- 6.申請の際に住居確保給付金申請時確認書の内容に誓約・同意をする方

◆ 対象経費は？

下記の経費が対象となります。

- 転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- 鍵交換費用
- ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)
- 転居先への家財の運搬費用

◆ 支給額は？

転居に要する費用が支給上限額を超える場合、差額は自己負担となります。

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
①基準額(月額)	92,000 円	139,000 円	172,000 円	214,000 円
②収入基準額(月額)(注1)	145,700 円	203,000 円	241,800 円	283,800 円
③資産基準額	552,000 円	834,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
④支給上限額(例)(注2)	279,200 円	300,000 円	324,000 円	344,000 円

(注1) 持家である住宅等に居住している方または住居を持たない方の場合、「②収入基準額(月額)」は、「①基準額(月額)」+「居住の維持又は確保に要する費用の額(上限額あり)」となります。

(注2) 転居先が中野区内の場合の支給上限額です。支給上限額は転居先の自治体によって異なります。

住居確保給付金(転居費用補助) 支払いまでの流れ

1. 相談窓口

申請を希望される方は、中野くらしサポートへご相談ください。

【相談窓口】

〒 164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区役所 4階

「中野くらしサポート」

電話番号: 03(3228)8950

相談時間: 平日 8:30~17:00(相談の受付は 16:30 まで)

※相談は、必ず入居申込みの前に行ってください。

詳しい申請の流れについては、別紙「住居確保給付金(転居費用補助) 相談・申請フロー」をご覧ください。

2. 審査

必要書類を全て提出いただいた日から、区で審査を行います。

なお、申請書類は「申請時必要書類一覧」をご確認ください。(様式類は中野くらしサポートからお渡しします)

3. 支給決定

審査の結果、支給が決定すると、窓口で申請者に「支給決定通知書」をお渡しします。

また、家主等には「支給決定通知書(写)」を送付します。

※相談から家計改善を経て申請に至るまでに、1か月~2か月程度の期間を要する見込みです。また、申請状況によっては、申請書類一式をご提出いただいてから振込までに 1 か月~1 か月半程度お時間をいただく場合があります。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

中野区内へ転居した場合は、転居後も中野くらしサポートでの家計改善支援を継続して行います。

4. 支払い

原則、不動産仲介業者等のご指定の口座に振り込みます。